

事務連絡
令和2年5月22日

各区市福祉事務所生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

緊急一時宿泊場所の利用期間終了後の支援について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言終了に伴う対応について（緊急一時宿泊場所）」（令和2年4月28日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）により、アパート転宅等居所の確保等についてお願いしているところですが、緊急一時宿泊場所からの円滑な移行のために下記1のように経過措置期間を設けますので、対応方お願いいたします。

また、経過措置期間終了日においても居所の確保が困難な利用者のために、貴区市の判断により利用できる宿泊施設を下記2のように用意しております。必要に応じて御活用していただくよう、よろしくお願いいたします。

御不明な点は、下記の担当まで御連絡ください。

記「（一）S 期限）香川時支補支立自香困志主 ○
（照巻

- 1 緊急一時宿泊場所の利用期間の延長について
緊急一時宿泊場所は、利用期間を緊急事態宣言期間終了日（令和2年5月31日チェックイン）までとしていたところですが、緊急一時宿泊場所退所後の居所の確保が困難である場合に限り、利用期間を最大で令和2年6月7日チェックイン（翌日チェックアウト）まで延長します。

緊急一時宿泊場所の延長を行う場合は、以下のとおり同宿泊場所及び利用者に対する依頼等を行ってください。

- (1) 緊急一時宿泊場所への依頼
(別紙1「利用延長依頼・継続利用者情報提供票」を作成し、個人情報の管理を適切に行った上で、緊急一時宿泊場所（ホテル又は本部）及びTOKYOチャレンジネットサポートセンター宛てにメールにて送付してください。

なお、今回の期間の延長は、緊急一時宿泊場所を令和2年5月31日現在に利用している者の次の行先確保のために設けた期間であり、新規利用者の最終チェックインが令和2年5月31日であることに変わりはありません。

＜利用延長依頼送付期限：令和2年5月27日（水曜日）必着＞

- (2) 利用者への連絡

電話連絡等により、利用者に変更後のチェックアウト予定日を連絡してください。

(3) その他

この事務連絡以降に新規利用を開始する方については、「緊急宿泊所利用票」の利用予定期間の終期を令和2年6月7日（6月8日チェックアウト）と記載してください。

2 緊急一時宿泊場所退所後の一時的な居所としての宿泊施設の利用について

緊急一時宿泊場所退所後に、一時的な居所として宿泊施設を継続利用する場合は、別紙1「利用延長依頼・継続利用者情報提供票」により、現在利用している緊急一時宿泊場所等宛てにメールにての事前の情報提供が必要となります（送付先は、別に連絡します。）。なお、この情報提供は、上記1の延長依頼と同時に行ってください。

＜事前の情報提供送付期限：令和2年5月27日（水曜日）必着＞

提出を受けた利用者情報を基に、宿泊施設（ホテルの本部等）から貴福祉事務所宛てに利用可能な施設が連絡されますので、利用者には、当該宿泊施設及び利用開始日を連絡してください。

なお、この事前情報提供以降の継続利用者の変更及び新規利用者（～令和2年5月31日）については、別途令和2年6月1日（月曜日）までに情報提供を行ってください。

また、本事務連絡により、宿泊施設の継続利用の手続を行う場合は、制度ごとに以下の仕組みを利用する前提となります。

○ 生活保護制度利用者（別紙2-1「都協議済み宿泊施設利用方法について」を参照）

一部の宿泊施設（現在緊急一時宿泊場所として利用している施設を含む。）について、都から一括して厚生労働省協議（住宅扶助特別基準）を行います（以下これらの宿泊施設を「都協議済み宿泊施設」という。）。これらの都協議済み宿泊施設を利用する場合、利用者が直接利用契約（宿泊手続）を行い、住宅扶助（特別基準）を計上する形となります。

○ 生活困窮者自立支援制度利用者（別紙2-2「区市契約宿泊施設利用方法について」を参照）

一部の宿泊施設（現在緊急一時宿泊場所として利用している施設を含む。）について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として、貴区市が実施主体となり借上げを行うなどの方法により、当該施設を利用することが可能となります（以下貴区市が借上げなどを行うことに利用可能となるこれらの宿泊施設を「区市契約宿泊施設」という。）。

都協議済み宿泊施設及び区市契約宿泊施設の利用方法等については、別紙3「一時的な居所（宿泊施設）の利用手続について」を確認してください。

3 休業要請が延長された場合について

今後、緊急事態宣言やインターネットカフェ等の休業要請が令和2年5月31日を超えて延長された場合の取扱いについては、別途通知します。

4 生活保護の実施責任について

上記1、2いずれの場合も手続を行う福祉事務所が実施責任を負うことを念のため申し添えます。

<担当>

福祉保健局生活福祉部保護課保護担当 今関・山口

電話 03-5320-4064

利用延長依頼・継続利用者情報提供票

以下の者について、現在の利用に係る延長及び継続利用について依頼する。

担当福祉事務所

事務所名
担当者
連絡先

項番	本人属性		宿泊ホテル		利用制度	延長手続 (~6/7)		(延長後の) 継続手続き (6/8~)
	氏名	受付区市	ホテル名称	利用開始		利用終了予定	延長予定日	
1	Aさん	〇〇区	〇〇ホテル	4月30日	5月31日	生活保護	6月7日	7月7日
2	Bさん	〇〇区	〇〇ホテル	4月30日	5月31日	生活困窮(区市契約)	6月7日	7月7日
3								
4								
5								
6								
7								
8								

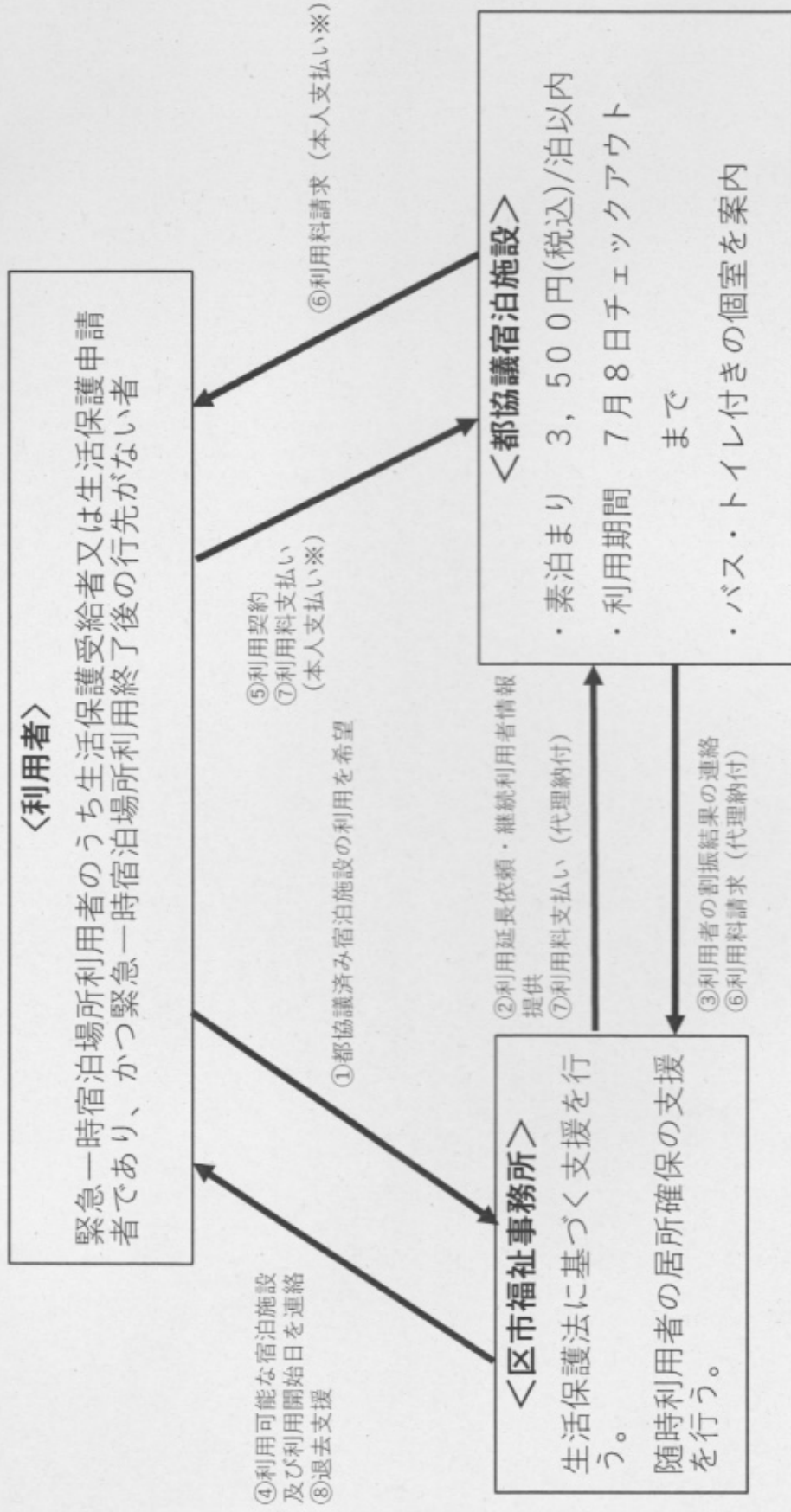
(※) 宿泊ホテル欄は、ホテル側が入力しますので、使用しないでください。

【注意事項】

- ・利用終了日は、最終チェックインの日付を入力してください。
- ・利用料の支払方法等が異なるため、必ず利用制度を入力してください。
- ・延長後に継続利用しない場合は、空欄にしてください。

提出期限 令和2年5月27日(水曜日)

都協議済み宿泊施設利用方法について



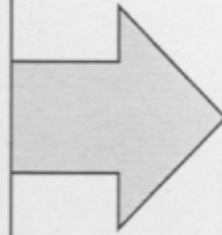
※利用料の本人支払いは、収入があり住宅扶助満額の代理納付ができない場合等

都協議済み宿泊施設利用の流れ

利用期間延長依頼及び継続利用手続き
5月27日(水) (一部6月1日(月)) 必着



都協議済みホテル利用期間
(6月8日から7月8日チェックアウトまで)



随時

居所(アパート、保護施設、無料低額宿泊所(個室に限る。)等)へ移行

区市契約宿泊施設利用方法について

住居喪失者
ネットカフェ利用者

住居相談

＜区市＞

法に基づく支援を
実施(退去を含む。)

○生活困窮者自立
支援法による自
立相談支援の対
象者

*制度利用が
前提

利用契約

紹介・
利用者名連絡

利用者に関する苦
情等の連絡

利用料支払い

＜ホテル＞

- ・素泊まり1泊3,500円(税込)以内
- ・利用期間は契約期間による
- ・バス・トイレ付きの個室を案内

一時的な居所（宿泊施設）の利用手続について

1 生活保護制度

緊急一時宿泊場所退所後の一時的な居所として、都協議済み宿泊施設を利用する場合は、以下のとおり手続をお願いします。

(1) 対象者

緊急一時宿泊場所退所者（生活保護制度利用者）で、引き続き都協議済み宿泊施設を必要とする者

また、令和2年6月8日以降の新規の利用希望者は、空き状況により利用できる場合がありますので、都協議済み宿泊施設宛てに直接確認してください。

(2) 利用期間

令和2年6月8日から同年7月8日（チェックアウト）までの間の必要な期間（最大30日間）

厚生労働省との協議の結果、本件協議の適用可能期間は、アパート等の住居を確保するまでの必要最小限度の期間とし、最大でも30日間となっています。

(3) 利用手続

別に送付するホテル別の手続方法を確認してください。

(4) 事後協議の方法

厚生労働省への事前協議は都が行いますが、事後協議として、利用者情報の報告等を行う必要があります。

事後協議を行う様式及び提出期限等は、追って連絡します。

2 生活困窮者自立支援制度

区市契約宿泊施設の利用開始に当たっては、宿泊施設と貴区市との間で契約を行い、利用方法等について定めることとなります。契約に当たっては、別添「住居喪失者への宿泊施設の一時利用にかかる契約書」を参考にしてください。

また、利用方法等は個別の契約内容によりますが、これまでの緊急一時宿泊場所の利用方法を参考に直接区市契約宿泊施設と調整を行ってください。

なお、利用料の支払いは、区市契約宿泊施設から、利用日数に応じた月の支払額について連絡がある予定ですので、契約に基づき期日までに支払いを行ってください。

住居喪失者への宿泊施設の一時利用にかかる契約書（案）

〇〇区市（以下「甲」という。）と〇〇ホテル（以下「乙」という。）とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急対策として、住居喪失者に対し乙が運営する宿泊施設を一時利用させることについて、次のとおり契約を締結する。

（利用者の選定）

第1条 本契約の対象となる宿泊利用者は、甲が住居喪失者のうちから支援の必要性を勘案して選定するものとする。

（利用の申込）

第2条 甲は、乙の宿泊施設に対し、宿泊利用者の氏名及び宿泊期間を書面等により連絡することにより利用申込を行うものとする。

（予約の成立）

第3条 前条の甲からの利用申込を乙が受諾することにより、宿泊予約が成立するものとする。なお、乙は宿泊施設の空室状況を踏まえ、可能な限り受入に努めるものとする。

（宿泊約款の遵守）

第4条 甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、乙の宿泊約款を宿泊利用者に遵守させるよう努めるものとする。なお、宿泊利用者が宿泊約款に違反するなどの苦情について、乙が甲へ連絡した場合には、甲において誠実に対応するものとする。

（客室の基準）

第5条 乙は、宿泊利用者に対し、バス・トイレ付個室を提供するものとする。

（宿泊料金）

第6条 宿泊にかかる利用料金は、1泊素泊まり3,500円（消費税込）とする。

(利用期間)

第7条 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和2年 月 日（チェックイン）までとする。

(利用料の支払)

第8条 乙は、1ヶ月間の宿泊利用料を翌月10日までに甲に請求するものとし、甲は、翌月末日までに乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本契約の履行上知り得た宿泊利用者の個人情報の保護に万全を期すとともに、本契約の履行目的以外に利用しないものとする。

(疑義等の決定)

第10条 本契約に定めのない事項、または疑義のある事項が生じた場合は、その取扱いについて甲・乙が誠意をもって協議し、円滑な解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲：

乙：